

令和 7 年度墨田区地域自立支援協議会 地域生活支援拠点部会 活動報告

1 開催日時

第 1 回：令和 8 年 3 月 4 日（水）10：00～11：00

2 検討事項

「多機能拠点整備型」から「面的整備」への移行に伴う、墨田区の地域生活支援拠点等事業の概要について事務局から報告

(1) 墨田区・圏域の基本情報

墨田区の 3 障害の手帳保持者数の増減等とともに、墨田区においても他区と同様に親亡き後の暮らしへの不安は高く、各事業所のネットワークによる緊急時を含めた支援の構築の必要性が高まっている。

(2) 当該事業の根拠法令等

(3) 国・基本指針（第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画）

令和 8 年度末までに、各市町村において拠点等の整備

(4) 墨田区の拠点等の整備経過と今後の取り組み

従来の 1 施設で完結する「多機能拠点整備型」から、「面的整備型」に方向を修正し、区の既存施設、整備予定施設、民間事業所には、拠点等の機能を担う事業所として、墨田区の「拠点機能事業所」となっただき、その連携をもって、事業所間のネットワークによる効果的な支援体制を目指す。

(5) 拠点機能事業所となるための機能や役割

(6) 連携には、年 1 回以上運営状況の検証や検討を行うことが基本とされている。令和 8 年度も本部会を継続し、実施状況や事例検討等を行い、課題等について墨田区地域自立支援協議会に報告していく。

(7) 地域生活支援拠点等事業の具体的な実施方法

手続きは 3 段階あり、第 1 に、各事業所で担える事業を運営規定に記載する。

第 2 に、墨田区地域生活支援拠点等認定等申請書、変更された運営規定、チェックリストをつけ墨田区に認定申請をする。

第 3 に、墨田区地域生活支援拠点等認定をもって、「拠点機能事業所」として、東京都、墨田区に届け出ること、所定の加算の算定が可能となる。

認定された事業所は、「拠点機能事業所」として区のホームページ等で公表する。

(8) 関係法令の記載と関係通知

(9) その他

ア 墨田区地域生活支援拠点等事業実施要綱及び様式（令和 8 年 4 月 1 日施行。事業者による準備行為等は適用日前においても行うことが可能）

イ 各事業所に送付する認定申請のお知らせ通知

3 上記に対する意見や質問など

・拠点機能事業所となり活動するも、墨田区の相談支援事業所は一人現場が多い。なかなか緊急の際の常時の連絡体制をとることが難しい場合もある。複数人の常勤職員がいるよう

な力のある相談支援事業所が区内に入ってくれたら嬉しい。3 障害に対する常時の連絡体制の確立を望む。渋谷区では、拠点コーディネーターが 24 時間常駐していると聞いている。

【添付資料を参照】渋谷区ではコネクト渋谷という法人が委託を受け、24 時間 365 日の緊急連絡体制を設けており、緊急時の連絡を受けるための職員配置とそのため事務所を借りており、そこで職員が交代制で緊急時の連絡を受けるようになっている。知的・身体共に緊急時の受け入れ態勢は出来ているが、精神の方の受け入れに関してはまだ課題を感じているとのこと。

- ・拠点機能に関する説明をしっかりと聞いたのはよかった。
- ・拠点コーディネーターの整備をしていき、緊急時のレスパイトを含めた後ろ盾がしっかり機能することで、安心した在宅生活を送れる利用者様、ご家族のことも多い。今後の整備状況は注視していきたい。
- ・今回の部会では、拠点機能に関する加算の説明が多かった。現状の緊急時の預かりについても、もう少し話ができる時間があればと思った。
- ・現状、知的障害の緊急一時預かりにおいては、さんさんる一むの機能が大きいですが、身体、特に重心医療的ケア児の緊急一時預かりにおいて、区の指定した医療機関に問い合わせをした時に、「児の対応はできない」という返答をされたことがある。数年前のやり取りだったため、今どれくらい機能しているか定かではないが、「病院での保護」において、重心児者の方の預かり状況についても確認をしていきたい。
- ・部会の開催頻度については、おおむね半年に 1 回程度の頻度ではないかと考えている。地域の実情や課題などを取上げて行く意味でも、開催頻度を増やしていくことは可能か。

4 今後の展望

来年度も地域生活支援拠点を継続し、実施状況や事例等の共有を行い、連携体制の構築を進めていく。課題についても協議を行い報告としてあげていく。